

『法学講義』 police 論における経済学的議論の集中の原因について

三好宏治（神戸学院大学大学院 後期博士課程）

I. はじめに

『国富論』（1776）の著者として知られるアダム・スミスは、グラスゴウ大学の道徳哲学教授時代（1752-63）、法のあり方に関する講義をおこなっている。その内容は3組のノートによって知ることができ、それぞれ、Aノート、Bノート、アンダスン・ノートと命名されている。これら3組のうちいまだ真偽に疑問が残るアンダスン・ノート（1751-4?）<sup>1)</sup>を除き、グラスゴウ版の全集に収録されているAノート（1762-63）とBノート（1763）を総称して、本報告では二重鍵括弧で『法学講義』<sup>2)</sup>と呼ぶことにする。さて、グラスゴウ時代初期のスミスの講義内容と推定できるアンダスン・ノートにおいては、経済学的な議論はかならずしもpolice論に集中していない。貨幣論、価格論、分業論など『国富論』1・2編を彩る経済学的議論は、自然法学の伝統にのっとり、契約論の範疇で考察されていた。ところが、グラスゴウ時代末期の講義であるAノートとBノートではpolice論に経済学的議論が集中され、法の領域とは別個独立な体系の内部で考察されている。さらに、その独立した体系の内部で展開される経済学的議論は、後の『国富論』の原型とみなすことができるほど整理されている。つまり、分業論・価格論・貨幣論といった『国富論』第1・2編の原型となる経済理論的なトピックスに加え、第3編の歴史理論、第4編の重商主義批判、第5編の教育、軍備に関する議論が、「豊富と安価」の原因に関する記述として『法学講義』police論で体系だてて取り扱われているのである。もし、『国富論』を経済学生誕の書とし、『法学講義』がそのノートの表紙に金字で示されたとおりに法学に関する講義(Lecture on Jurisprudence)であったとするならば、経済学は法学の中から生まれ出たといえる。これは、「経済学の生誕」と呼ぶにふさわしい現象といえよう。

本報告が試みるのは、『法学講義』police論に経済学的議論が集中した発生原因についての新たな解釈の提示をとおした、「経済学の生誕」現象の新解釈の提示である。

II. 問題提起

「経済学の生誕」現象を従来存在しなかった新しい学問の始まりであると把握する

1) Meek, R.L. (1976) 'New Light on Adam Smith's Glasgow Lectures on Jurisprudence', *History of Political Economy*, 8, in Haakonssen(ed.), *Adam Smith*, Boston University, 1998. 時永淑訳「アダム・スミスのグラスゴウ法学講義への新たな証明」『スミス、マルクスおよび現代』、第4章、法政大学出版局、1980年。

2) Smith, A. (1763-4), *Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L.Meek, D.D.Raphael, P.G.Stein, (*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, vol.5), Oxford, 1978. 水田洋訳『法学講義』、岩波書店、2005年。

として、なぜ、経済学は発生したのであろうか。この解釈の際、既存研究は、『国富論』生誕以前に存在した学問系譜がもつ理論的限界を克服したのがスミスの『国富論』である、というストーリー展開を用意する。これらのストーリーが前提とする、『国富論』は従来存在しなかった経済学という新しい学問の書であるという仮定は、スミス研究の当初から注目された二つの証拠の無矛盾性の故に、当然の公理とされてきた。つまり、ミラー証言で提示されたスミスの道徳哲学の講義の全体像と、『道徳感情論』(1759)の第6版(1790)序文で明らかにされている「幻の法学体系」と『国富論』との相互関係が整合的に解釈できたために、受け入れられてきたのである。

ミラー証言とは、デュゴルト・スチュアートがスミス追悼講演において引用した、グラスゴウ時代初期スミスの講義受講経験を持つジョン・ミラーの回顧に基づくメモのことである<sup>3)</sup>。このメモで「経済学の生誕」問題の考察において重要なことは、(1)講義の第4部門において、スミスが後に『国富論』で公刊した内容が考察されており、(2)それは講義の第3部門の「正義の原理」ではなく、「便宜の原理」に基づいて考察されていたという証言内容である。仮に「正義の原理」に基づいた規則を取り扱う学問を「法学」と定義した場合、「便宜の原理」に基づいた規則を取り扱う『国富論』は、別個の体系で構築された法学ではない新しい学問であるといえよう。そして、スミスは、『道徳感情論』第6版の序文で、かつて計画していた法と統治の一般理論として準備していた著作のうち的一部分を『国富論』として独立に出版したということを述べている。以上から、スミスは、たしかに、「正義の原理」と別個の学問体系として『国富論』を出版したといえる。だが、スミスは『法学講義』で、法学の第2の一般部門として *police* を定義している。これをどう理解するべきであろうか。

既存研究のストーリー展開の中に置かれるかぎり、これについての認識は、未だ独立に至っていない発展途上の経済学とならざるをえない。無論、『国富論』の出版をゴールとする以上、この接近法は完全に否定できない。だが、上述したように、『法学講義』の段階でのスミスの認識では *police* 論は未だ法学の一分野なのである。1759年4月4日、スミスの講義を受講する予定であったペティ・フィッツモリスは家族に向けて、『法の体系とは何か、それはどんな部分からなり、それらの部分はどのように整序されるべきか』を教えてくれる市民法の授業に出席する予定<sup>4)</sup>という内容の手紙を

<sup>3)</sup> Stewart, D. (1793), *Account of the Life and Writings of Adam Smith*, in *The works of Adam Smith Essays on Philosophical Subjects, with Dugald Stewart's Account of Adam Smith*, edited by Ross, I.S. (*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, vol.3) Oxford: Clarendon Press, 1980, pp.273-6, 福鎌忠恕訳「法学博士アダム・スミスの生涯と著作の記述」『アダム・スミスの生涯と著作』、御茶の水書房、1984、pp.10-13。

<sup>4)</sup> Ross, I.S. (1995), *The Life of Adam Smith*, Oxford University Press, p.134, 篠原

送っている。この手紙は、スミスの講義を受講するに当たって、学生たちが何を期待したかを今日に伝えるものである。スミスには、このような期待を持つ学生たちに対して、経済学的議論に基礎を置く police 論を排除して法学的な部門のみを講義するという選択肢が存在したはずである。これは、修辞学の講義において大胆に授業内容を変更させたスミス像からは、完全にありえない選択肢だとは思えない。いったい、いかなる理由で、法学に関する講義を期待して受講する学生たちに向かって、スミスは経済学的議論を集中した police 論を講義し続けたのであろうか。

我々は「経済学の生誕」現象の解明のために、『法学講義』の police 論を法学としてとらえた上で、police 論の中に経済学的な議論が集中した原因を問う必要があるように思える。この問い直しを、police 論の対象たる商業社会を定義し、また、経済学への嚮導概念装置だとされる「四段階論」の再検討からおこないたい。

### Ⅲ. スミスの「四段階論」の商業段階について

『法学講義』police 論への経済学的議論の集中の過程は、13年に亘るグラスゴウ大学での講義の中での認識の深まりを背景として持つ。従来研究でこの13年間の認識の深まりとして用意されたのが、商業段階の自然法に反する重商主義的立法の批判という「経済学の生誕」を結論に持つストーリーであり、スミスの「4段階論」が、重商主義批判から「経済学の生誕」へと導いた概念装置であるとしている。だが、もし、重商主義的な経済政策を批判することを目的として police 論を講義したとして、それが正しいのならば、それはスミスが教壇の上から政治を語るタイプの人間であったことをも意味する。これは、アダム・スミスの政治観のみならず人物像にも関わる問題である。この点からも、重商主義批判を目的としない「四段階論」の成立の可能性について、検討する必要があるだろう。

スミスの「四段階論」の内容は、狩猟、牧畜、農耕、商業の四段階で構築されており、社会が発展していくに応じて所有権の適応範囲も拡大していくというものである。これを従来研究では、それぞれの生産形態に最適化するように所有権の拡大がおこなわれるとスミスは考えていた、と解釈している。また、スミスの「四段階論」は、所有権の適応範囲の拡大は農業段階で止まっており、商業段階では所有権の拡大が語られていないという特徴を持つ。これについて従来研究は、スミスが商業段階を所有権の対象たる物の量と種類が拡大した社会であると定義したからだ、と解釈している。

さて、これらの解釈の根底には、各段階で成立する所有権をスミスが演繹的に導き出したとする観念があるように思われるが、スミスの財産権の体系はローマ法に基づ

---

久・只腰親和・松原慶子訳、『アダム・スミス伝』、シュプリンガーフェアラーク東京株式会社、2000年、p.151。引用内の二重鍵括弧は、ペティ・フィッツモリスが、1759年4月4日付けの手紙で語っている言葉。

いており、スミスの財産権の個々の説明は驚くほどオリジナリティがない。このことは、A ノートにおける物権が *Dominium, Servitus, Pignus, Haereditas*, とラテン語で示されている事実から一見して明らかである。一見してというのは、これら 4 種がラテン語表記というだけでなく、ローマ法における分類そのものだからである。そして、財産権がローマ法の体系に基づいているということは、「四段階論」において各段階で生産形態に適応して順次拡大していくとされる所有権の内容も、当然に、ローマ法の体系に沿っているということである。ところで、所有権は財産権の一要素であり、財産権そのものではない。そして、スミスは、所有権と同じく財産権の一要素である債権についても歴史的に順次拡大していくものとして説明をおこなっている。スミスによれば、始めに、司法が保護すべきものとして認めた契約は、厳粛な様式の下に結ばれた契約のみであった。それが歴史の進展とともに、消費貸借、使用貸借、寄託、質、といった要物契約へも拡大され、次に、言語による承諾によって成立する売買、貸借、組合、委託の 4 種類の諾成契約が保護される契約へと拡大されていった。そして、最後には、単なる合意すらもが保護されるべき契約へと拡大されたのである。

上述した契約の保護範囲の拡大は、有体物に対する支配権を意味する物権の拡大とはいえない。だが、財産権の一翼を占める債権の拡大である。教会裁判所がこの拡大の契機であったとしても、商業社会の徳性は誠実の徳なのである。こう考えると、商業社会においても財産権の拡大が見られるのである。もし、この解釈が妥当であるとするならば、「四段階論」における商業社会は、古代ローマとは別のより発展した商業社会といえる。要物契約で挙げた消費貸借、使用貸借、寄託、質は古代ローマ法の要物契約の分類に従っており、また、諾成契約で挙げた売買、貸借、組合、委託もそうなのである。だが、最後の単なる合意は古代ローマ法では保護されない契約なのだ。単なる合意が完全に保護されるべき契約へと変化したのはスミスが自然法学の祖としているグロティウス以降のことであり、商業が極めて発達した近代ヨーロッパのみの現象なのである。従って、「四段階論」の商業社会とは近代ヨーロッパと結論できよう。

以上において、重商主義批判と結びつかない、「四段階論」の法学的な再解釈とその最終段階である商業段階の定義の再考察をおこなった。この結論は、スコットランドの法文化と教師としてのスミス像を鑑みたとき、それほど意外なことではない。1707年の合邦でスコットランドに残された独自の制度といわれているのは、教育と宗教、そして法である。1707年の合邦の条件の一つは、私的権利に関するスコットランドの法律の保障であり、合邦後もスコットランドの事件はスコットランドの裁判所でスコットランドの法律により裁判がおこなわれたのである<sup>5)</sup>。そして、スコットランドの裁

5) 齊藤彰「スコットランド法：Mixed Law がもたらす豊かさと混迷」『比較法研究』

判所で財産関係の私的法紛争に適應される「權威ある著作(Institutional Writing)」は、その基礎をローマ法においていた。法に関する講義を期待する学生たちは、スコットランド私法の基礎にあるローマ法に関する講義をわかりやすく説明する講義を期待していたはずである。また、そもそも、当時の上級弁護士会(Faculty of Advocate)は、自分たちの団体への加入試験としてローマ法についての試験を課していた<sup>6)</sup>。その結果、上級弁護士の資格を目指す学生たちは、ローマ法の全体像を容易に展望することができる講義を期待しただろう。そして、もし、スミスがまじめな教師であるならば、この期待に積極的にこたえようとしたはずである。つまり、「四段階論」は、学生にローマ法の財産体系全体の展望を与えるための概念装置であるとも解釈できるのである。

以上で、重商主義批判と結びつかない「四段階論」解釈の可能性を提示した。次に、スミスの法学的認識の深まりと「経済学の生誕」現象との因果関係について、報告者の解釈の提示をおこないたい。

#### IV. 便宜の原理に基づいた法体系としての police 論

スミスは、13年間に亘る講義において徐々に法学に関する認識を深めていった。スミスは法学に関する認識を深めていく中で、私法の特質が対等な個人間の自由意思に基づいておこなわれる契約関係であることに気づいたはずである。そうであるならば、対等な個人間の自由意思に基づかない、一方当事者の意思の強制として設定される権利・義務の関係を内容とする法については私法と別個の法体系として取り扱おうとするだろう。報告者は、『法学講義』における police 論への経済学的議論の集中は、「経済学の生誕」という観点からだけではなく、私法と公法の分離の過程の観点からも見るべきであると主張するのである。前述した1707年の合邦法がスコットランドに保障したのは、私権についてのみである。これは、スコットランドの法制度では18世紀の段階で、私法が閉じた領域となったことを意味する。スミスが法の一般理論を構築しようとする限り、この閉じた領域の外側で形成される法規範について説明しなければならないだろう。さらにいえば、18世紀当時の大陸では、主権者の統治行為により個々の構成員の同意なしに発生する規範の創出行為たる、ポリツァイが存在している<sup>7)</sup>。

「四段階論」の商業社会は近代ヨーロッパなのであるから、スミスが法の一般理論を構築しようとするかぎり、これら大陸に存在している法命令に関しても一定の説明を与えなければならない。私法と公法の分離の過程で police 論をとらえなければならな

---

比較法学会、1998年、pp.93-4、参照。

<sup>6)</sup> 平松紘、角田猛之、J.W.ケアンズ、高田普久男「近代スコットランド法の形成とローマ法」『法制史研究』法制史学会、1990年、p.109、参照。

<sup>7)</sup> Karl Kroechell, 村上淳一訳、「講演:司法事項とポリツァイ事項」『法学協会雑誌』99(9)、1982年、参照。

いという認識の枠組みは、これら法制史的事実と照らしあわしたとき、それなりの説得力を持つだろう。問題は、この枠組みの下、経済学の萌芽ではなく私法と別個の法体系として、すなわち、police 論は上位者による一方的命令の法体系であると仮定したとき、ミラー証言の「便宜の原理」に基づく規則はどのような意味を持つかである。

さて、スミスは人に対する権利の発生要因として、契約、準契約、不法行為の3種を挙げている。契約は、その成立に両当事者の意思の合致が必要である。不法行為は、他方当事者の意思を無視した権利・義務関係の発生ではあるが、それは一方当事者の権利の蹂躪という悪影響の発生が要件事実とされる。では、もし発生したのが良い影響だったらどうであろうか。その場合には、その良い影響を発生させるにかかった費用は、準契約の法理により、他方当事者の同意を不要とし、裁判所がその履行を強制できる、一方当事者の一方的行為により発生する請求権の正当原因となりうる。ミラーがスミスの講義の第4部門が「便宜の原理」と述べたのは、準契約の法理に基づいていると説明したかったからではないだろうか。

police 論の中心は、「豊富と安価」の達成を目指す統治行為に関する議論である。そして、スミスはそれら統治行為には経費がかかるのであり、これらの経費を補うための議論として、租税論を述べている。この必要経費たる租税は他者の財産から他方当事者の同意なしに徴収されるのであるが、スミスはこれを財産権に対する侵害であるとはとらえていない。では、租税の正当性はどこに存在するとスミスは考えたのだろうか。議会の同意であろうか。だが、多数決にすぎない議会の議決を正当性の根拠にするには議会の議決への忠誠の原理が必要であり、スミスは政府への忠誠原理としての原契約を否定しているのである。従って、スミスが租税の正当性の究極的根拠として議会の同意を想定していたと考えるのは困難である。そうではなく、スミスは、統治行為によって一般市民が利益をうけたという事実の発生に対して準契約の法理を適応することで、一般市民からの同意なしの徴収の正当性が付与できると考えたとする方が自然であろう。そして、租税収入が準契約の法理に基づくならば、租税収入により維持されている政府が存続し続けるためには、その統治行為は一般市民に対して利益が発生するものみに制限されなければならないのである。従って、police 論では、一般市民に対して利益が発生する統治行為は何かという、法ではなく事実の次元が主題とならざるをえない。このために、事実の次元に属する経済学的議論が、同じく事実の次元を問題とする police 論に集中したと考えることができるのである。そして、この観点からは、準契約の法理に基づいた「便宜の原理」の規則の体系である police 論が、私権の侵害に適應される不法行為の法理から導出された刑罰論たる「正義の原理」の規則の体系と別個の体系として成立するのは、当然といえるのである。

※【引用文、関連法文等は、報告当日に詳細なレジュメと共に配布する予定です。】